

2021年4月から溶接ヒューム規制が始まっています

溶接ヒューム規制は 対応されましたか？

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が作業者に神経障害
などの健康被害を及ぼすおそれが明らかになり、規制されています！

年数回程度の
溶接加工も対象！

2022年3月31日までに以下の対応が“必要”です

①溶接ヒューム濃度の測定（基準値：マンガン0.05mg/m³）

①の測定結果の最大値が基準値を超過

②換気装置の風量の増加 その他必要な措置

③再度、溶接ヒューム濃度の測定

④測定結果に応じ、有効な呼吸用保護具を選定し、労働者に使用させる

⑤1年以内毎に1回、フィットテストを実施する（面体固有用保護具を使用させる場合）

⑤は令和5年3月31日まで



①の測定結果の
最大値が基準値以下



罰則あり

6月以下の懲役または
50万円以下の罰金
※労働安全衛生法22条の
違反

補助金あり

上限は1人あたり4万円
の1/2、1事業場8万円
まで補助金あり
※第2期10月1日～11月30日

対象広い

金属アーク溶接等作業
を継続して屋内作業場
で行う場合
※年数回程度の溶接も対象！

株式会社 **丸越** 生産技術・保全メンテナンス代行商社

〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市 南湖5-16-17
TEL:0467-87-1551 FAX:0467-85-2153

神奈川県 保全メンテナンスの達人



中戸川(ナカトガワ)



溶接ヒューム規制の対応事例紹介

事例

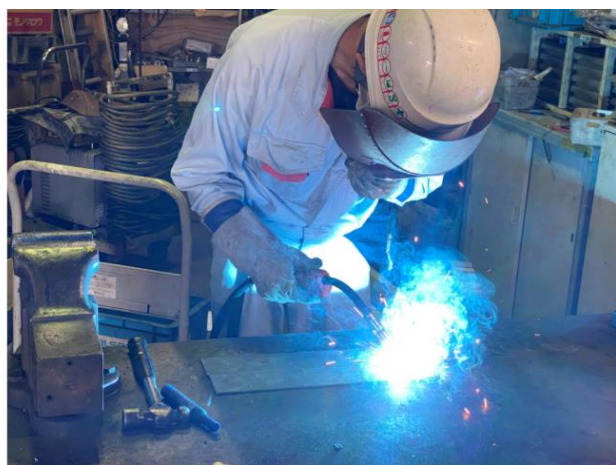
大和市の企業様にて、溶接ヒュームの低減のために濃度測定を実施いたしました。



- 業種：薄板鋼材の販売商社 ● 対象設備：溶接加工場
- 困りごと：溶接ヒュームを従業員が吸い込む危険性があった

お困りごと

2021年4月にヒューム特化則改正が施行されたことで、人体に悪影響を及ぼす『**塩基性酸化マンガン濃度を低減する必要**』がありました。お客様は案件が出た場合に都度、溶接作業を行っており、その際に出る**溶接ヒューム**を現場の作業者が吸い込んでしまう危険性がありました。お客様の社内でも環境・衛生対策の問題に挙げられており、対策が必要とのことでした。



ご提案内容・施工内容

まずは、現在の**ヒューム濃度を測定**。サンプル採取の必要最低条件として、**作業員2名の方に必要最短の10分間作業**をして頂きました。わずか10分間の作業にもかかわらず、口元近くに着けた吸引サンプラーの**真っ白なフィルターが茶色**になりました。こちらを分析して後日、**測定結果から要求防護係数を算出した報告書**を提出しました。また、保護具や局所排気装置のご提案もさせて頂きました。



溶接ヒューム規制にともなう「ヒューム濃度の測定」

「濃度に応じた換気設備・呼吸用保護具の選定」はお任せ下さい

FAXでご返送ください！

◆◆◆ お客様お問い合わせ記入欄 ◆◆◆

今回の記事内容につきまして、ご質問・ご不明な点などございましたら下記ご記入の上、FAXして頂くか、電話にてお問い合わせ下さい。

- 溶接ヒュームの対策について相談したい
- 現場調査して、見積りしてほしい

〒253-0061 神奈川県茅ヶ崎市 南湖5-16-17

丸越のHPIはコチラ ⇒ <https://www.kk-marukoshi.com/>

お名前 _____

貴社名 _____

ご住所 〒 _____

電話番号 _____

TEL:0467-87-1551 担当：中戸川（ナカトガワ）

FAX:0467-85-2153